

天理第九合唱団規約

第1条 《名称および所在地》

天理第九合唱団と称し（以下「合唱団」）、所在地を団長の自宅に置く。

第2条 《目的》

合唱団団員の親睦と合唱技術の向上により音楽を楽しみ深めると共に良質の演奏を目指す。天理の第九演奏会やその他演奏会への出演、イベント参加を通じて地域の音楽文化の振興に貢献する。

第3条 《活動内容》

年間を通じて練習を行ない、合唱団の運営委員会や天理第九実行委員会で決定した演奏会やイベントに出演する。

第4条 《団員》

合唱団規約に同意した上で、入団届を提出する事により団員となる。

団員は通年(正団員)と演奏会コース(期間団員)、その各々の賛助団員に区分する。

賛助団員は役員会で認めた者とする。

休団と退団は、休団届、退団届を提出し、役員会で確認後に承認される。但し、2カ月以内の休団は認めない。

合唱団規約に従わない場合や合唱団の規律、音楽レベルの維持などに大きく支障をきたすと考えられる場合、役員会で検討し決定後に退団を勧告する事ができる。

第5条 《役員》

合唱団に団長、副団長、事務局長、および運営委員から若干名の理事をおく。

団長は合唱団を代表し活動全般の責任を負う。副団長は団長を補佐すると共に団長が都合により職務を遂行できない場合、団長に代わり責を負う。事務局長は運営に関する各種手続き、取りまとめ、渉外等を担う。理事は以上の三役の業務に協力と意見をする。

第6条 《機関》 本合唱団の運営のために次の機関を設ける。

(1) 役員会

役員で構成し、方針と活動計画、演奏会の企画・立案、対外的な情報交換や交渉を行なう。指導者・指揮者・伴奏者の人選と指名を含む。

(2) 運営委員会

合唱団活動における会計・名簿・広報・庶務・編集・パートマネージャー・トレーナーなどの業務を分担し運営委員が担う事とし、各業務それぞれにリーダーを設ける。

運営委員会は、役員および運営委員のリーダーで組織し、次の重要事項の最高決定機関とする。

- ・団規約の改正
- ・役員承認
- ・年度の予算/決算と活動計画の承認
- ・その他、役員会で必要と認める事項

運営委員会の会議は団長が招集し、議決に要する定足数は団長委任を含め、委員会メンバーの2/3以上とし、出席者の過半数の賛成をもって決定する。
役員および運営委員の職務の兼務は妨げない。

(3) 団員総会

年度始め(4月～5月)に、前年度の決算、当年度の予算と活動計画などについて団員への報告を行なう。団員から出た意見は、役員会や運営委員会ですみやかに対応検討を行ない、結果を団員に報告する。

第7条 《会計》

(1) 収入源として団員の参加費(団費)、団員の演奏会出演費、演奏会入場料収入、寄付金などがあり、そこから練習や演奏会開催にかかる費用を支出する。

(2) 団員からの徴収

団員は運営委員会で定めた方法により、次の金額の支払いをする。

【団費】正団員は、1ヶ月2,500円とする。但し、奈良県外に在住の団員は免除できる。

【演奏会出演費】

正団員は、奈良県内・県外在住を問わず演奏会毎に運営委員会で決定した金額。

期間団員は、演奏会毎に運営委員会で決定した金額。

但し、賛助団員として運営委員会で認めた団員は団費および演奏会出演費を免除できる。

大学生までの学生は、団費及び演奏会出演費を免除できる。

当月末を支払い期限とし、複数月のまとめ払いを認める。

納入された費用は、途中休団・退団にかかわらず基本的に払い戻しは行わない事とし、団員から返却依頼の申し出があり役員会で特別な事情を認めた場合のみ、納入金から妥当な金額を返却する。

団員個人で使用する楽譜やCDなどの物品は、基本的に全ての団員個人が負担し購入する。

(3) その他、運営委員会で定めた費用については団員から臨時徴収することができる。

(4) 運営委員など運営に直接携わっていない団員を会計監査人として指名し、年度決算時に会計監査を実施する。

第8条 《会計年度および役員の任期》

会計年度および役員の任期は、毎年4月1日から3月31日の1年間とし、

年度の区切りで会計決算および次年度予算の策定、役員の改選を行なう。

尚、役員の再選は妨げず、運営委員の任期は設けない。

第9条 《規約改正》

規約の改正・改廃は、運営委員会において議論し決定する。

附則 1. 本規約は2019年4月1日より施行する。

附則 1. 2024年4月1日 第7条《会計》(2) 団員からの徴収の規定の変更、施行。

この規約の記載内容について事実と相違ない事を証明します。

天理第九合唱団 団長
住所

印